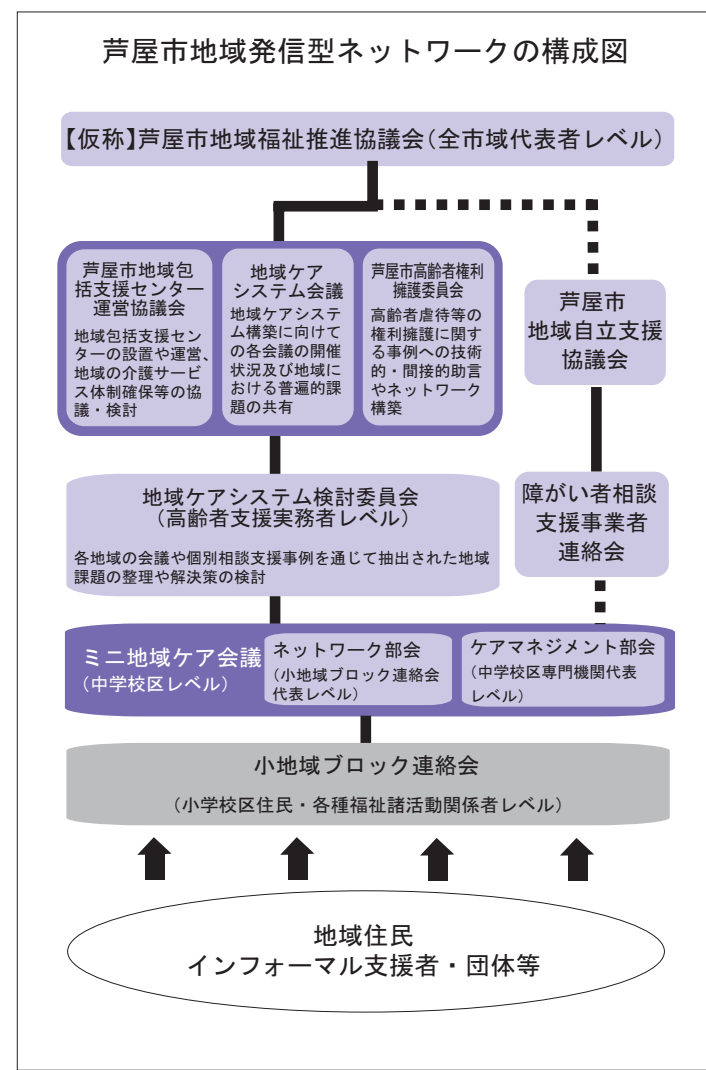


第5次芦屋すこやか長寿プラン21 (第5次芦屋市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画)

第5次芦屋すこやか長寿プラン21 主な施策の内容

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044



〈地域ケア推進体制の充実〉
市内六カ所に整備されている高齢者生活支援センターの周知や、広報活動を強化します。センターを中心に総合相談支援事業・介護保険サービスに関する連携の強化と介護予防を推進します。

「芦屋市地域発信型ネットワーク」を地域ケア体制の核として位置づけ、地域の社会資源や福祉ニーズの把握・市民・関係機関への啓発連携づくりに取り組みます。

ケアマネジャーや高齢者生活支援センターによる支援や老人クラブや民生委員・児童委員等による見守り活動幅広い分野での情報の共有など、高齢者サービスネットワークを整えます。

〈高齢者の権利擁護の推進〉
権利擁護に関する情報提供や相談窓口を充実します。また、芦屋市高齢者権利擁護委員会による活動や、「(仮称)権利擁護支援センター」の設置など、権利擁護体制を強化します。

〈認知症高齢者への支援〉
講演会や講習会の開催、広報紙による情報提供やパンフレットの作成等による普及啓発を充実し、認知症に対する正しい理解の促進を図ります。

〈地域密着型サービスの推進〉
身近な地域や自宅でサービスを受けられる地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

〈施設・居住系サービスの市内施設整備〉
介護療養型医療施設の廃止や要介護等認定者数の増加に伴い、市内における

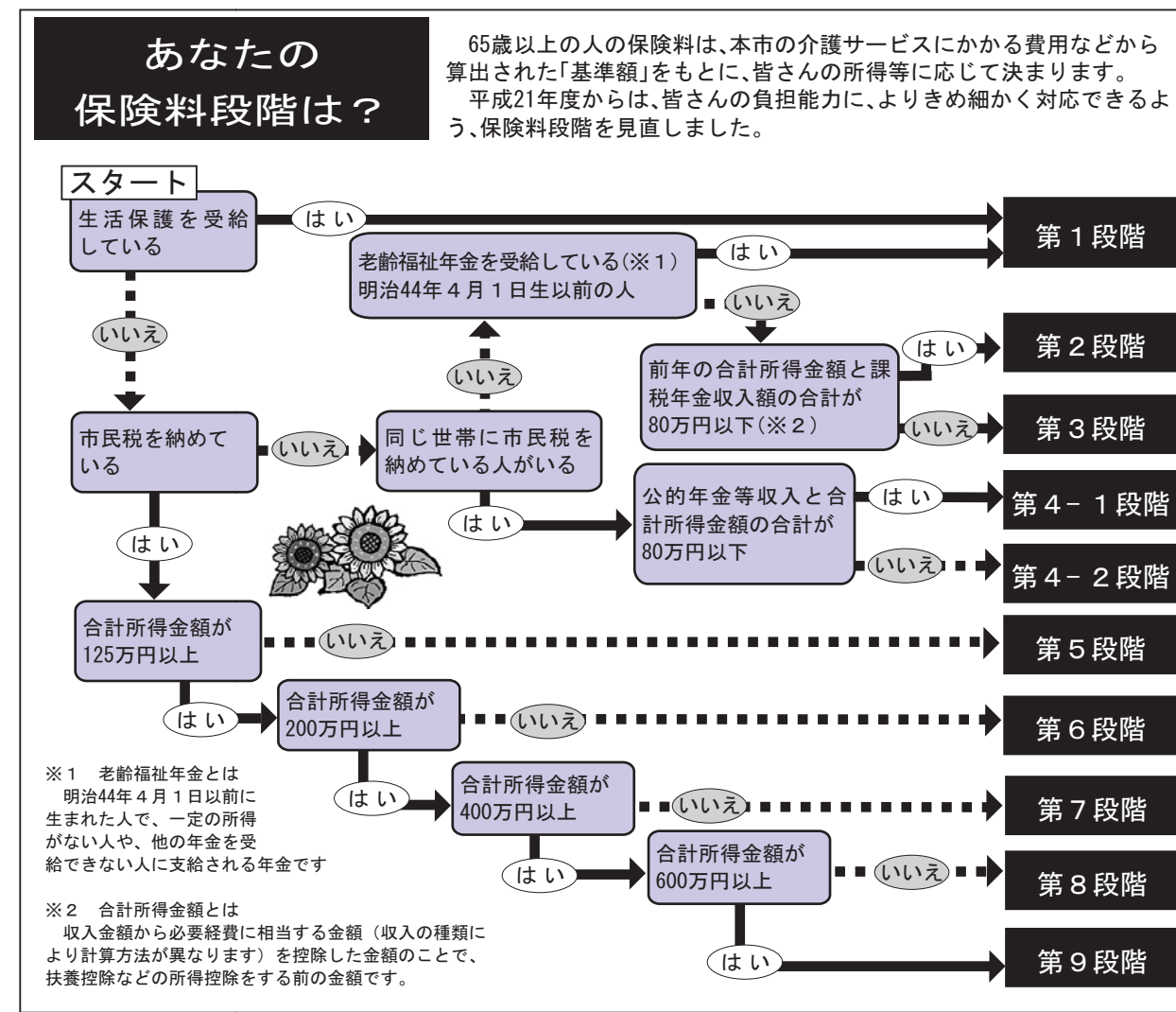
〈生活がいきづきの推進〉
老人クラブ・あしやYO倶楽部・コミュニティ・スクールへの活動支援や、ボランティア活動、あしや市民活動センターによる市民活動を推進します。

〈生涯学習に関する情報提供を強化します。また、芦屋川カレッジ芦屋川カレッジ大学院・公民館講座や講演会など、多様な学習機会の充実を図ります。〉

〈社会参加の促進と高齢者にやさしいまちづくり〉
スポーツリハビリやスポーツボランティアの育成および活動機会を充実します。

高齢者福祉の分野からみた生きがいづくりだけでなく、健康づくり、社会教育スポーツ、地域福祉など、各分野で実施されている取り組みが効果的に展開されるよう、市内に生きがいづくりに関係する事業等を調整するチーム等の設置を検討します。

きがい活動支援通所事業など、高齢者の社会参加を支援する各種事業を実施します。



改正後(第4期 介護保険事業の保険料額)			改正前		
保険料段階	内容	割合	保険料率(年額)	保険料率(月額)	保険料率(年額)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	26,400円(2,200円)	第1段階	26,400円(2,200円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合	0.55	29,040円(2,420円)	第2段階	29,040円(2,420円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の場合	0.75	39,600円(3,300円)	第3段階	39,600円(3,300円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合	0.9	<4-1> 公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	第4段階	52,800円(4,400円)
			<4-2> 上記以外の場合	第4段階	52,800円(4,400円)
第5段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の場合	1.1	58,080円(4,840円)	第5段階	66,000円(5,500円)
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の場合	1.25	66,000円(5,500円)	第6段階	79,200円(6,600円)
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	79,200円(6,600円)	第7段階	92,400円(7,700円)
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.75	92,400円(7,700円)	第8段階	99,000円(8,250円)
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上の場合	1.875	99,000円(8,250円)	第9段階	99,000円(8,250円)

介護保険料の改正

平成十二年四月から導入された介護保険制度は、介護を社会全体で支える仕組みとして創設され浸透してきましたが、給付費は年々増加してきています。

高齢者人口は今後も増え続け、団塊の世代がすべて高齢期となる平成二十七年には、高齢化率は25.3%まで上昇することが予測され、超高齢化社会を迎え、制度の安定的確保が重要な課題となっています。

介護保険制度は三年ごとに見直しが行われます。今年度、制度の改正に伴い本市では、あらたに「芦屋すこやか長寿プラン21(第5次芦屋市高齢者福祉計画)」及び第4期介護保険事業

計画を策定し、平成二十一年度から二十三年度までの三年間の介護保険料を設定しました。

介護保険料は、必要な介護サービスを安心してご利用いただくための重要な財源です。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国の政令に従い、平成二十年度の保険料段階のうち第四段階について新たな区分を設け、低所得者の軽減を図ります。

平成二十年度の第五段階について

も、新五段階、新六段階の二つの区分に分け、軽減を図っています。

平成二十年度の第七段階については、新たに合計所得金額六百万円以上のかたを対象とした段階を設け、所得に応じた多段階設定を行います。

介護保険料の基準額については、平成二十年度と同額で月額四千四百円としています。

介護保険料の減免制度一覧

保険料段階	減額の対象となるかた	減額内容
第1段階	老齢福祉年金の受給者	第1段階の半額に減額
第2段階	前年度の年間収入金額が、60万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、60万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき17万5千円を加算した金額)	第1段階の半額に減額
	収入が少なく生活が著しく困窮しているかた	基準額の4割へ減額
第3段階	前年度の年間収入金額が150万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した金額)	第2段階へ減額
第4～第9段階	失業などで、所得が激減したかた	所得の減少の度合いに応じ減額
全段階	生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半以下に大幅に減少するかたのうち、一定の要件に該当するかた	被害の程度に応じて保険料の5割もしくは全額
	災害により、被害を受けたかた	
無年金外国籍高齢者等福祉給付金受給者		第1段階の半額に減額

前年に生まれたかたを現在受給しているかた。芦屋市無年金外国籍高齢者等福祉給付金を受給しているかた。前年の年間収入金額が、百五十万円以下保険料段階が第二・三段階のかた。減免を受ける場合は、介護保険料減免申請書に必要書類を添付し、納期限の七日前までに介護保険担当へ。減免の詳細および手続きは、介護保険担当へご相談ください。